

平成十年法律第三十六号

中部国際空港の設置及び管理に関する法律
(目的)

この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。

(中部国際空港)

中部国際空港は、国際航空輸送網の拠点となる空港として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。

(中部国際空港等の設置及び管理)

中部国際空港及び同空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。

前項の基本計画に関し必要な事項は、政令で定める。

(中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定)

国土交通大臣は、第六条第一項の事業を営むことを目的として設立された株式会社であつて、次の各号に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、中部国際空港等の設置及び管理を行う者として指定することができる。

一 前条第一項の基本計画に従つて中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

二 前条第一項の基本計画に従つて中部国際空港等の設置及び管理を行つて、あらかじめ本店の所在地を官報で公示しなければならない。

三 指定会社は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定会社」という。)の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。

国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、あらかじめ、その旨を更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 指定会社は、その商号又は本店の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 國土交通大臣は、前項の規定による届出がない。

5 つたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(政府及び地方公共団体の出資)

政府は、前条第一項の規定による指定をしたときは、予算で定める金額の範囲内において、指定会社の株式を引き受けるものとする。

(中部国際空港)

中部国際空港は、会社に出资することができるときは、予算で定める金額の範囲内において、指定会社に追加して出資することができる。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、指定会社に追加して出資することができる。

3 地方公共団体は、総務大臣と協議の上、指定会社に出资することができる。

4 指定会社は、会社(平成十七年法律第八十六号)百九十九条第一項に規定するその発行する株式(第二十七条第一号において「新株」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5 指定会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 (指定会社の事業)

第六条 指定会社は、次の事業を営むものとする。

一 中部国際空港の設置及び管理

二 中部国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理

三 中部国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの中の施設以外の施設で中部国際空港を利用する者の利便に資するために当該空港の敷地内に建設することが適當であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建物及び管理

四 前項の事業に附帯する事業

五 前各号に掲げるもののほか、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行つたために必要な事業

6 (指定会社の職員に係る退職手当等の特例)

第七条 指定会社の職員(常時勤務に服するこ

とを要しない者を除く。次項において同じ。)

第八条 国及び地方公共団体は、指定会社の事業の円滑かつ効率的な遂行を図るために、適當と認める人材及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。

(指定会社の職員に係る退職手当等の特例)

第九条 前項の事業を行おうとする

10 (指定会社の職員に係る退職手当等の特例)

第十一条 国及び地方公共団体は、指定会社の事業の円滑かつ効率的な遂行を図るために、適當と認める人材及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。

11 (指定会社の職員に係る退職手当等の特例)

第十二条 指定会社の職員(常時勤務に服するこ

とを要しない者を除く。次項において同じ。)

(一般担保)

第七条 指定会社の社債権者は、指定会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(債務保証)

第八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、指定会社の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第六号)百九十九条第一項に規定するその発行する株式(第二十七条第一号において「新株」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5 指定会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 (指定会社の事業)

第六条 指定会社は、次の事業を営むものとする。

一 中部国際空港の設置及び管理

二 中部国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理

三 中部国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの中の施設以外の施設で中部国際空港を利用する者の利便に資するために当該空港の敷地内に建設することが適當であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建物及び管理

四 前項の事業に附帯する事業

五 前各号に掲げるもののほか、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行つたために必要な事業

6 (指定会社の職員に係る退職手当等の特例)

第七条 指定会社の職員(常時勤務に服するこ

とを要しない者を除く。次項において同じ。)

第八条 国及び地方公共団体は、指定会社の事業の円滑かつ効率的な遂行を図るために、適當と認める人材及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。

(指定会社の職員に係る退職手当等の特例)

第九条 前項の事業を行おうとする

10 (指定会社の職員に係る退職手当等の特例)

第十一条 国及び地方公共団体は、指定会社の事業の円滑かつ効率的な遂行を図るために、適當と認める人材及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。

11 (指定会社の職員に係る退職手当等の特例)

第十二条 指定会社の職員(常時勤務に服するこ

とを要しない者を除く。次項において同じ。)

第一百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第一百四十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなし、それぞれ国家公務員共済組合法第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法第四十条の規定を適用する。

(代表取締役等の選定等の決議)

第十三条 指定会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第十四条 指定会社は、毎事業年度の開始前に(第四条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた日以後速やかに)、国土交通省令で定めるところに社債券又はその利札を失つた者に交付するための事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

2 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

3 政府は、前項の規定に基づき政府が保証契約をするところにより発行する社債券又は社債券に係る債務について、保証契約をすることができる。

4 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

5 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

6 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

7 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

8 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

9 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

10 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

11 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

12 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

13 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

14 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

15 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

16 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

17 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

18 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

19 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

20 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

21 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するための保証契約をすることができる。

決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十八条 指定会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。(監督命令)

第十九条 土国交通大臣は、第六条第一項第一号から第四号までの事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。(報告及び検査)

第二十条 土国交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条 土国交通大臣は、指定会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第六条第一項から第四号までの事業を適正に営むことができないと認めるとき。
二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
三 第十九条の規定による命令に違反したとき。

(指定の取消し)

2 国土交通大臣は、前項の規定により第四条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における措置)

2 前条第一項の規定により第四条第一項の規定による指定を取り消した場合において、前項の定めによる指定を取り消した場合は、別に法律で定める。

2 前条第一項の規定により第四条第一項の規定による指定を取り消した場合は、別に法律で定める。當該会社の権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。

法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、国土交通大臣が、政令で定めるところにより、第六条第一項第一号から第四号までの事業に係る財産の管理その他の業務を行うものとする。

第二十三条 土国交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三条第一項の基本計画を定めようとするとき。
二 第四条第一項の規定による指定又は第二十条第一項の規定による指定の取消しをしようとするとき。

三 第五条第四項、第六条第二項、第十四条、第十五条第一項、第十六条又は第十七条(指定会社の定款の変更の決議に係るものについては、指定会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするとき。

四 第十四条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

五 第十五条第一項の規定に違反して、募集社債引き受けの者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れたとき。

六 第十六条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

七 第十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらの方を提出したとき。

八 第十九条の規定による命令に違反したとき。

九 第十九条の規定による命令に違反したとき。

十 第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第七百六十一条、第七百六十三条、第七百六十四条並びに第二百二条の規定

(施行期日)

この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(資金の貸付けの特例)

第二条 政府は、当分の間、指定会社に対し、第六条第一項第一号の事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第一号に該当する

ものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

二 前項の規定による貸付金の償還期間は、二年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

三 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第

四十五号)第二条の例に従う。

四 第二十五条の二 第二十四条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

五 第二十五条の二 第二十四条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

六 第二十五条の二 第二十四条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

七 第二十五条の二 第二十四条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

八 第二十五条の二 第二十四条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第四項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をしえ、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を発行したとき。

二 第五条第五項の規定に違反して、株式を發行した旨の届出を行わなかつたとき。

三 第六条第二項の規定に違反して、事業を行なつたとき。

四 第十四条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

五 第十五条第一項の規定に違反して、募集社債引き受けの者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れたとき。

六 第十六条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

七 第十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらの方を提出したとき。

八 第十九条の規定による命令に違反したとき。

九 第十九条の規定による命令に違反したとき。

十 第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第七百六十一条、第七百六十三条、第七百六十四条並びに第二百二条の規定

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

百二十九条 施行日前に第三百七十条の規定による改正前の中部国際空港の設置及び管理に関する法律(以下この条において「旧中部国際空港の設置及び管理に関する法律」という。)第五条第三項の規定による承認を受けた地方公共団体は、第三百七十条の規定による改正後の中部国際空港の設置及び管理に関する法律(以下この条において「新中部国際空港の設置及び管理に関する法律」という。)第五条第三項の規定による改正前のそのそれぞれによる協議を行つた地方公共団体とみなす。

二 この法律の施行の際現に旧中部国際空港の設置及び管理に関する法律第五条第三項の規定によりされている承認の申請は、新中部国際空港の設置及び管理に関する法律第五条第三項の規定により定められた協議の申出とみなす。

(国等の事務)

三百一十九条 この法律による改正前のその法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十二条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等にに関する経過措置)

三百二十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び

七号)抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についての手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁あるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、(その他の経過措置の政令への委任)この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) 第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) 第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八十五条 この附則に規定するもののほか、(その他の経過措置の政令への委任)この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で適用については、なお従前の例による。

第八十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

る罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八十五条 この附則に規定するもののほか、(その他の経過措置の政令への委任)この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で適用については、なお従前の例による。

第八十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、郵政民営化法附則第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九

一 号) 抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七

一 号) 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五条の規定

（施行の日）

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

一 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

（公布の日）